

(仮称) 差別をなくし多様性を認めあうまちまつもと条例（修正骨子案）

1 前文

- (1) あらゆる人権は、基本的人権の享有と法の下での平等を保障した日本国憲法の理念及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の精神にのっとり擁護されるべきものです。
- (2) 本市における人権擁護の取組みは、部落差別の解消を先駆けに、その後、多くの差別を対象として行われてきました。
- (3) しかしながら、生活様式の変化や情報化社会の進展に伴い、差別の問題はより複雑になっています。

2 条例の目的

- (1) 人権尊重のまちづくりに向けた基本的な理念を定め、市並びに市民の役割を明らかにします。
- (2) 施策の推進に関する基本事項を定めることにより、差別をなくし、人権尊重の精神のもと多様性を認めあうまちを目指します。

3 基本理念

差別が発生する可能性がある項目（人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病その他の事由など）を列記し、これらの解消に向けた理念を示します。

4 人権侵害の禁止等

誰もが、人権侵害となる行為（インターネットを利用した行為を含む。）をしてはならず、お互いを思いやって行動することが大切です。

5 市の役割

基本理念に基づき、部局間で連携して必要な施策を推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めます。

6 市民の役割

お互いの基本的人権を尊重するとともに、一人ひとりが多様性を構成する一員であることを認識し、優しさにつつまれたまちづくりに協力します。

7 教育及び啓発活動の充実

市と市民は、学校等と協力しながら、人権に関する教育や啓発活動の充実に取り組みます。

8 調査研究等の実施

市は、必要に応じ、人権に関する調査研究を行い施策に反映します。

9 推進体制の充実

市は、施策を効果的に推進するため、国、県及び人権関係団体等との連携を強めます。

10 審議会

- (1) 差別の撤廃や人権の擁護に関する施策について調査審議する機関として、審議会を設置します。
- (2) 審議会の委員について、任期等を定めます。